

〈別表2〉 新市の事務所の位置について（抜粋）

1 岩井市・猿島町・境町の庁舎等の現況				
	岩井市	猿島町	境町	合計
敷地面積（㎡）	約16,249㎡	約10,062㎡	約9,060㎡	
延床面積（㎡）	約3,976㎡	約1,989㎡	約7,040㎡	
議場面積	約120㎡	約182㎡	約199㎡	
庁舎内職員数	228人	100人	205人	533人
庁舎外職員数	170人	47人	86人	303人
総職員数	398人	147人	291人	836人

2 庁舎の標準面積

1市2町が合併した場合、必要となる庁舎面積を人口、面積の類似する団体や職員数から試算してみると、13,000㎡～16,000㎡程度となります。

※事務所の形態

本庁方式：新庁舎を建設、または、既存庁舎の一つを本庁として、組織を集約する。本庁以外の庁舎は、支所・出張所とする。

分庁方式：既存庁舎をそれぞれに本庁機能を分散配置する。また、それぞれの庁舎に支所・出張所（窓口センター）を配置する。

総合支所方式：既存の行政機能をほぼそのまま残し、区域を分割して担当する。

【第7回合併協議会】（平成15年11月10日・岩井市中央公民館第一会議室）

[協議事項]

協議第15号 新市名称検討小委員会名称候補絞り込み基準等について…別表1参照

[協議会概要]

第7回合併協議会では、「新市名称検討小委員会名称候補絞り込み基準等」について協議した。

これは、応募いただいた名称について、小委員会で絞り込みを行う際の基準等となるものを協議決定した。基準等の内容については、まず、小委員会で絞り込む名称候補の点数は10点以内とすることと決定した。この名称候補は、それぞれ選定理由をつけて、小委員会から、合併協議会へ提出することとした。

また、絞り込みに当たっては、先の合併協議会で決定している選定基準を踏まえるとともに、必要に応じて専門家等の助言を受けることとした。

次に、協議会終了後、先進地視察研修として、つくば市役所大穂庁舎を訪問した。

今回の視察研修の目的は、1市2町の合併後の事務所のあり方についての今後の協議検討に役立てるために、合併先進地であるつくば市の事例を研修した。

つくば市の合併後の事務所の形態や窓口センターの業務内容などについて研修した。

〈別表1〉 名称候補絞り込み基準等について（抜粋）

1 絞り込む点数（合併協議会へ提出する名称候補数）
・絞り込む点数は10点以内とし、名称候補それぞれに選定理由を添付して合併協議会へ提出する。
2 絞り込み基準
・選定基準（下表）に基づき選定する。
3 絞り込み方法
・絞り込みの方法（手順、スケジュール等）については、小委員会において応募点数や内容を踏ま

えて、協議のうえ決定する。

- ・小委員会では、必要に応じ、関係者を招き、助言を受けるものとする。

選定基準

1 使用できる文字等

- ・新市の名称に使用できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナとし、読み書きが平易なものとする。
- ・ローマ字や記号は使用不可とする。

2 関係市町名の取り扱い

- ・既存の市町名は一切使用しないものとする。

3 基本的基準

(1) 次の条件の1つ以上に該当する名称とする。

- ア 地域が地理的にイメージできるもの
- イ 地域の歴史・文化・特徴等を表すもの
- ウ 住民の理想や願いにちなんだもの
- エ 合併を記念したもの
- オ その他新市の名称にふさわしいもの

(2) すでに使われていない名称とする。

(3) 得票数（応募数）については参考に留め、得票数にかかわらずよい名称を選定する。

【第8回合併協議会】（平成15年12月5日・猿島町中央公民館講堂）

〔協議事項〕

協議第14号 新市の事務所の位置について…別表1参照

〔行政制度等の調整方針案〕

（新規）

協議検討項目番号8 地域審議会の設置

協議検討項目番号20 慣行の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号5 窓口業務の取扱い

〔その他〕

第1回新市名称検討小委員会報告…別表2参照

第2回視察研修について

新市まちづくり計画住民説明会について

〔協議会概要〕

第8回合併協議会では、「新市の事務所の位置について（案）」と、「行政制度等の調整方針案」について協議した。

新市の事務所については、つくば市への視察研修等を踏まえて整理された事務所の形態毎の留意事項を確認するとともに、それらを踏まえて、当地域の合併後の事務所のあり方について具体的な協議をスタートした。

事務所のあり方について、協議資料として示された「1市2町の合併後の事務所についての考え方」を基にして、協議検討したが、次回以降も継続して協議することとした。

「行政制度等の調整方針」とは、

「行政制度等の調整方針」とは、岩井市、猿島町、境町が合併した際、異なっている行政制度等をどのように一元化を図っていくか、その方針を定めるものである。

（協議会に諮る行政制度等の調整方針は大きく分けて33項目が予定）

この調整方針案は、ローリング方式（提案した協議会では協議のみを行い、次の協議会以降で決定する方式）により協議検討を行い、決定する。

〈別表1〉 1市2町合併後の事務所についての考え方について（抜粋）

- 新市の一体感の醸成や合併効果を十分に発揮した行政運営とまちづくりの推進を図ることができ
る事務所の形態として本庁方式が望ましい
そのためには、当1市2町の場合は、新庁舎を建設することが必要
- 新庁舎を建設する位置は、交通体系や利便性、地理的なバランス等を踏まえ、検討することが必
要
- 新庁舎を建設するとした場合、新庁舎建設の具体的計画（建設位置や規模等）は、合併後の新市
において協議検討することが適当
- 新庁舎を建設するとした場合、合併後、新庁舎が建設されるまでの事務所の形態としては、合併
効果を発揮しやすい分庁方式が望ましい
- 分庁方式を採用する場合、3庁舎へ配置する本庁機能は、それぞれの庁舎の特性等を踏まえて配置
することが大切
総務、企画部門等を配置する庁舎は、道路整備状況等を踏まえた3庁舎間の移動の容易さ、首都
東京や県都水戸市など各拠点との交流・連携の図りやすい場所が適当

〈別表2〉 第1回新市名称検討小委員会（平成15年11月28日・岩井市立図書館会議室）

会議に先立ち、石塚合併協議会会長から、応募された名称候補は、郷土への親しみと新市への希
望、夢があふれんばかりにこもっているものばかりと思うので、新市にふさわしい名称候補が選ば
れるよう選定作業をお願いしたい旨のあいさつがあった。

初会合のため、委員会では、まず、委員長、副委員長の互選を行う。委員長には青木孝文委員
（境町議会選出）、副委員長には木村智恵子委員（岩井市学識経験者）が選出された。

議事として、今後の小委員会のスケジュール等についての協議をした。

スケジュールは、12月から来年1月にかけて、小委員会を数回開催し、来年2月の合併協議会へ、
10点以内の名称候補を提出する。（その間、必要に応じて、専門家等の助言を頂く）

今回の小委員会では、応募のあった名称の有効・無効の審査等を行い、例えば何段階かに分けて
絞り込んでいくと行った手順について協議し、定めることとした。

新市名称検討小委員会委員

●委員長 青木孝文 ●副委員長 木村智恵子

委 員	岩井市	猿島町	境 町
第2号委員（助役・収入役・教育長）	富山敏行	仙波操	廣瀬弘司
第3号委員（議会選出の議員）	石塚末雄	木村敏文	青木孝文
第4号委員（学識経験者）	木村静雄	新谷嘉延	小松原康之助
	木村智恵子	林淳一	倉持稔
	木村道夫	中川隆子	斉藤哲生

【第9回合併協議会】（平成16年1月16日・境町役場大会議室）

〔報告事項〕

報告第9号 新市名称検討小委員会中間報告について

〔協議事項〕

協議第14号 新市の事務所の位置について

〔行政制度等の調整方針案〕

（継続）

協議検討項目番号20 慣行の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号5 窓口業務の取扱い

（新規）

協議検討項目番号19 町・字名の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号3 姉妹都市・国際交流事業の取扱い

分類番号4 電算システムの取扱い

〔協議会概要〕

第9回合併協議会では、新市名称検討小委員会から応募点数、有効無効の審査結果、第一次選定結果などについて中間報告された。

次に、「新市の事務所の位置について（案）」と、「行政制度等の調整方針案」について協議を行った。

「新市の事務所の位置について（案）」は、『事務所の形態は、新庁舎を建設し本庁方式をとることが望ましいが、新庁舎が建設されるまでの間は、分庁方式が望ましいこと』『各庁舎へ配置する本庁機能は、それぞれの特性を踏まえて配置することが大切であること』などがこれまでの協議で概ね合意された。

今後は、1市2町の市長、町長、議会議長の6者間で調整方針案を協議することとした。（市長・町長、各議長の6者で、今後、協議会で提案するための案を作成することとした。）

行政制度等の調整方針案については、前回からの継続である「慣行の取扱い」、「窓口業務の取扱い」について決定した。

新規の案件である「町・字名の取扱い」「姉妹都市・国際交流事業の取扱い」「電算システムの取扱い」については、次回以降も協議検討を行うこととした。

※行政制度等の調整方針（第9回合併協議会決定内容）

○慣行の取扱い

〔調整方針〕

市章、市民憲章、市の花・木・鳥、市の宣言については、新市において定めるものとする。

○窓口業務の取扱い

〔調整方針〕

住民サービスの低下を招かないようにするとともに、窓口サービスの総合化など広域的で利便性の高いサービスを等しく提供できるよう調整を図るものとする。

申請書、証明書、許可証等については、合併時まで統一するものとする。

【第10回合併協議会】（平成16年2月9日・岩井市立総合体育館卓球場）

〔報告事項〕

報告第10号 新市名称検討小委員会報告について…別表1参照

〔協議事項〕

協議第16号 新市の名称について

〔行政制度等の調整方針案〕

（継続）

協議検討項目番号19 町・字名の取扱いについて

- 協議検討項目番号21 事務事業の取扱い
 分類番号3 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
 分類番号4 電算システムの取扱い

(新規)

- 協議検討項目番号12 条例・規則の取扱い
 協議検討項目番号21 事務事業の取扱い
 分類番号1 消防団の取扱い
 分類番号6 環境業務の取扱い
 分類番号8 健康事業の取扱い
 分類番号9 福祉事業の取扱い
 分類番号10 介護保険事業の取扱い
 分類番号12 商工観光事業の取扱い
 分類番号15 建設関係事業の取扱い
 分類番号16 学校教育事業の取扱い
 分類番号17 生涯学習事業の取扱い

[協議会概要]

岩井市議会議長改選に伴い、岩井市議会選出の法定協議会委員に変更。これまでの倉持重義委員にかわり、野本良一委員が委嘱され、合併協議会冒頭に委嘱状の交付を行った。

第10回合併協議会では、冒頭の会長あいさつの中で、事務所の位置については、現在、6者（1市2町の市長、町長、議会議長）で協議中のため、次回以降の提案となることが報告された。

続いて、「新市名称検討小委員会報告」として、第二次選定結果、最終選定結果などが報告された。

次に、協議事項として、「新市の名称について（案）」と、「行政制度等の調整方針案」について協議した。

「新市の名称」については、小委員会から報告のあった名称候補10点の中から新市名称を決定する方法について協議を行い、今後も継続して協議していくこととした。

行政制度等の調整方針案については、前回からの継続である「町・字名の取扱い」、「姉妹都市・国際交流事業の取扱い」、「電算システムの取扱い」について決定した。

新規に提案された「行政制度等の調整方針案」の「条例・規則の取扱い」「消防団の取扱い」「環境業務の取扱い」「健康事業の取扱い」「福祉事業の取扱い」「介護保険事業の取扱い」「商工観光事業の取扱い」「建設関係事業の取扱い」「学校教育事業の取扱い」「生涯学習事業の取扱い」の10件については、次回以降も継続して協議をすることとした。

〈別表1〉 新市名称検討小委員会の協議結果（抜粋）※第8回～10回合併協議会報告事項

小委員会は、平成15年11月28日から7回の会議を開催し、公募した名称の絞り込みを行い、2月3日の第7回小委員会において新市名称候補10点を選定した。

[開催期日・場所]

小委員会	期 日	場 所
第1回	平成15年11月28日	岩井市立図書館
第2回	平成15年12月17日	岩井市立図書館
第3回	平成15年12月26日	岩井市中央公民館
第4回	平成16年1月13日	岩井市中央公民館
第5回	平成16年1月21日	岩井市中央公民館
第6回	平成16年2月1日	岩井市中央公民館
第7回	平成16年2月3日	岩井市中央公民館

〔絞り込み手順〕 小委員会では、次の手順で名称の絞り込みを行いました。

①有効・無効の審査	応募があった2,553点について、有効・無効の審査を行い、有効なもの1,806点を名称候補として採用することにした。(表1)
②第1次選定	名称候補リストの中から各委員が1人10点以内を選定し、66点に絞り込んだ。
③第2次選定	66点の中から各委員が1人2点を選定し、18点に絞り込んだ。
④講話	18点の名称及び地名全般について、地名の専門家2人からお話を伺った。 ○佐久間好雄氏(茨城工業高等専門学校名誉教授, 茨城地方史研究会会長) ○谷川 彰英氏(筑波大学教授, 日本地名研究所評議員)
⑤名称の統一	18点の名称内の「下総」のフリガナ「シモフサ」「シモウサ」を「シモフサ」に、「坂東」「阪東」を「坂東」に統一し、18点の名称を16点とした。
⑥最終選定	16点の名称の中から各委員が1人5点を選定し、この5点の名称に対し、5ポイントから1ポイントまでの得点を付け、得点合計の最も多いものから上位10点を選定し、名称候補が決定した。(表2)

(表1) 応募点数及び有効・無効の審査結果

1	応募点数	2,553点	
2	名称候補として採用するもの	1,806点	
3	名称候補として採用しないもの	747点	
内 訳	①公募期間外の応募		472点
	②1市2町外からの応募		8点
	③対象年齢外の者からの応募		2点
	④事業所名での応募		1点
	⑤1人2点以上の応募		150点
	⑥関係市町名を使用した名称		96点
	⑦個人名を名称としたもの		4点
	⑧すでに市名に使われているもの		14点

(表2) 新市名称候補選定結果(10点)

(投票得点順)

No	新市名称 (フリガナ)	投票 得点	選定理由	備 考
1	下総市 (シモフサシ)	44	・古代からこの地域一帯の名称で、由緒があり、且つ親しみやすい。 ・新市の地理的な位置がイメージしやすい。	・千葉県下総町
2	坂東市 (バンドウシ)	41	・この地域は、歴史的にも古くから坂東と呼ばれ、坂東太郎(利根川)や坂東武者もイメージでき、関東地方の中心となる雄大で力強い新市を期待できる。 ・坂東太郎(利根川)として地理的な位置がイメージできる。	
3	大利根市 (オオトネシ)	39	・1市2町は、利根川の恩恵を受けて発展してきた共通の歴史を有している。 ・利根川は、全国的に知られていて、新市の位置などをアピールしやすい。	・埼玉県大利根町 (北川辺町・大利根町・栗橋町合併協議会で東埼玉市に決定)

4	緑野市 (ミドリノシ)	29	・ 1市2町は、緑が豊かで、お茶や野菜の産地であり、全国に生鮮野菜産地としてアピールできる。 ・ 漢字は重みがある。	・ つくばエクスプレス「みどりの駅」(つくば市)
5	利根市 (トネシ)	12	・ 1市2町は、利根川の恩恵を受けて発展してきた共通の歴史を有している。 ・ 利根川は、全国的に知られていて、新市の位置などをアピールしやすい。	・ 茨城県利根町(龍ヶ崎市・利根町合併協議会) ・ 群馬県利根村
6	幸市 (サイワイシ)	10	・ 将来に向かって幸せな市となるようにとの願いが込められている。 ・ 1市2町の名称の一部を取り入れている。	・ 川崎市幸区
7	将門市 (マサカドシ)	10	・ 中世武家政治のさきがけとなったこの地を代表とする歴史的にもっとも有名な人物の名にちなんでいる。	
8	みどりの市 (ミドリノシ)	8	・ 1市2町は、緑が豊かで、お茶や野菜の産地であり、全国に生鮮野菜産地としてアピールできる。 ・ ひらがなはやさしい感じがする。	・ つくばエクスプレス「みどりの駅」(つくば市)
9	むつみ野市 (ムツミノシ)	5	・ この地に暮らす全ての人々が限りなく未来に夢を抱ける(夢積もる)地域になってほしいとの願いが込められている。	
10	西南市 (セイナンシ)	4	・ 1市2町は、茨城県の西南地域に位置し、地理的にもわかりやすい。 ・ 団体や施設の名称に使われていて馴染みがある。	

- ・ 投票得点の欄は、最終選考(10点)にあたっての、新市名称検討小委員会の各委員の投票の得点合計です。
- ・ 備考の欄は、名称候補と同じ名称を持つ自治体や駅名等です。

※行政制度等の調整方針(第10回合併協議会決定内容)

○町・字名の取扱い

〔調整方針〕 岩井市・猿島町・境町の町・字の区域及び名称は、基本的には従前のおりとし、大字の文字がついている区域については、「大字」を削除した名称に変更するものとする。なお、境町の大文字がない区域については、新市名の後に「境」をつけるものとする。

ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、変更を行うこととする。

表示例

合併前	合併後
岩井市大字岩井〇〇番地	□□市岩井〇〇番地
猿島町大字山〇〇番地	□□市山〇〇番地
境町大字内門〇〇番地	□□市内門〇〇番地
境町の大文字のない区域	
境町〇〇番地	□□市境〇〇番地

□□市は新市名です

○姉妹都市・国際交流事業の取扱い

〔調整方針〕

岩井市の姉妹都市については、新市の姉妹都市として引き継ぐものとする。

境町の友好親善都市については、新市の友好親善都市として引き継ぐものとする。

国際交流事業については、新市の事業として引き継ぐものとする。

○電算システムの取扱い

〔調整方針〕

合併時において電算システムを安定稼働させ、住民サービスの低下を招かないよう調整・統合を行うものとし、各種行政事務の迅速化や効率化による行政サービスの向上とIT社会に対応した利便性の一層の向上を図るものとする。

【第11回合併協議会】（平成16年3月2日・猿島町中央公民館講堂）

〔協議事項〕

協議第15号 新市の名称について

協議第16号 新市まちづくり計画（素案）について

〔行政制度等の調整方針案〕

（継続）

協議検討項目番号12 条例・規則の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号1 消防団の取扱い

分類番号6 環境業務の取扱い

分類番号8 健康事業の取扱い

分類番号9 福祉事業の取扱い

分類番号10 介護保険事業の取扱い

分類番号12 商工観光事業の取扱い

分類番号15 建設関係事業の取扱い

分類番号16 学校教育事業の取扱い

分類番号17 生涯学習事業の取扱い

（新規）

協議検討項目番号14 一部事務組合等の取扱い

協議検討項目番号15 使用料・手数料等の取扱い

協議検討項目番号16 公共的団体等の取扱い

協議検討項目番号17 補助金・交付金等の取扱い

協議検討項目番号18 行政連絡機構の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号11 農林水産事業の取扱い

分類番号13 水道事業の取扱い

分類番号14 下水道事業の取扱い

〔協議会概要〕

第11回合併協議会では、「新市の名称について」「新市まちづくり計画（素案）について」及び「行政制度等の調整方針案」について協議した。

前回からの継続案件であった新市名称の決定方法については、名称候補10点の中から投票により上位3点を選び、その中から協議により決定することとした。

新規の案件である新市まちづくり計画（素案）については、人口等の想定、土地利用構想、基本構想を実現するための分野別計画、財政計画等が提案され、協議・検討した。

行政制度等の調整方針案については、前回からの継続である10件について決定した。

新規案件である8件については、次回以降も協議検討を行うこととした。

※行政制度等の調整方針（第11回合併協議会決定内容）

○条例・規則の取扱い

〔調整方針〕

条例・規則の制定，施行に当たっては，合併協議会で協議，承認された各種行政制度等の調整内容に基づき，合併後に支障をきたさないよう整備するものとする。

○消防団の取扱い

〔調整方針〕

消防団については，合併時に統合再編するものとする。

行事等については，原則として新市に引き継ぐものとし，その実施方法や内容については新市において調整するものとする。

○環境業務の取扱い

〔調整方針〕

環境に関する各種制度については，住民のよりよい生活環境を確保できるよう調整に努めることとする。

住民生活に密接に関わる制度については，当面は現行のとおりとし，計画中的ごみ処理施設の稼働時期や，利便性の一層の向上を考慮し，計画的に調整を図るものとする。

○健康事業の取扱い

〔調整方針〕

健康事業については，実施内容や方法等を医師会や各関係団体と協議し，住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

1市2町の保健センターについては，新市においても有効活用を図るものとする。

○福祉事業の取扱い

〔調整方針〕

1市2町すべてが実施している各種福祉制度については，原則現行のとおりとし，内容に差異があるものについては，住民格差を生じさせないように調整するものとする。

いずれかの市町で実施している事業については，従来の実績等を考慮し，市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

○介護保険事業の取扱い

〔調整方針〕

制度に基づく介護保険事業については，原則合併時に統一するものとする。ただし，保険料については，合併翌々年度に新保険料を設定するものとする。

独自に実施している介護保険事業については，住民格差を生じさせないように調整するものとする。

○商工観光事業の取扱い

〔調整方針〕

商工観光事業については，各関係団体の意向を踏まえ協議調整し，引き続き連携を図りながら新市の事業を推進するものとする。

金融制度については，格差を生じさせないように調整し，合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。

各種イベント助成については，新市に引き継ぎ内容等を調整し，実施するものとする。

○建設関係事業の取扱い

〔調整方針〕

都市計画の区域区分及び地区計画については，新市に引き継ぐものとする。

生産緑地地区については，新市に引き継ぐものとし，指定をしていない地区については，調整し決定するものとする。

道路整備等の建設関係事業の取扱いについては，現行のとおり新市に引き継ぐものとし，制度等に差異があるものについては，原則として合併時まで統一するよう調整するものとする。

○学校教育事業の取扱い

〔調整方針〕

公立幼稚園及び私立幼稚園に関する各種制度並びに小中学校で実施している各種事業については，格差を生じさせないように合併翌年度を目途に調整し統一するものとする。

小中学校の区域については原則現行のとおりとし，必要に応じて見直しを図るよう，新市において調整す

るものとする。

学校給食センターについては、新市に引き継ぐものとし、給食費については、合併翌年度に統一するよう調整するものとする。

○生涯学習事業の取扱い

〔調整方針〕

生涯学習事業については、原則として新市に引き継ぎ、合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。ただし、差異のある事業については、その実施方法や内容について新市において調整するものとする。

【第12回合併協議会】（平成16年3月29日・境町役場大会議室）

〔協議事項〕

協議第14号 新市の事務所の位置について

協議第16号 新市の名称について

協議第17号 新市まちづくり計画（素案）について…別表1参照

〔行政制度等の調整方針案〕

（継続）

協議検討項目番号14 一部事務組合等の取扱い

協議検討項目番号15 使用料・手数料等の取扱い

協議検討項目番号16 公共的団体等の取扱い

協議検討項目番号17 補助金・交付金等の取扱い

協議検討項目番号18 行政連絡機構の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号11 農林水産事業の取扱い

分類番号13 水道事業の取扱い

分類番号14 下水道事業の取扱い

（新規）

協議検討項目番号9 地方税の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号2 納税の取扱い

分類番号7 国民健康保険事業の取扱い

〔議決事項〕

議案第3号 平成16年度岩井市・猿島町・境町合併協議会事業計画について

議案第4号 平成16年度岩井市・猿島町・境町合併協議会予算について

〔協議会概要〕

第12回合併協議会では、協議事項として「新市の事務所の位置について」「新市まちづくり計画（素案）について」及び「行政制度等の調整方針案について」協議するとともに、議決事項として平成16年度事業計画、予算について協議した。

新市の事務所の位置については、石塚会長から「市長・町長、議長の6者で、1月19日から、8回にわたり会議を開催するなど協議を進めています。協議の過程において、合併協議会へ提案する際は、分庁方式における各庁舎への機能の配置案と、新庁舎の建設位置を、同時にセットで提案することを6者で合意し、それらの観点から協議をして、十分理解が見いだせる段階にきています。しかし、今後も十分な協議をしていく必要があります。合意形成を図るための協議を引き続き行うので、今しばらくお時間をいただきたい。」と報告された。

新市まちづくり計画（素案）については、合併協議会委員からの意見等を踏まえ、修正された『素案』を協議・検討した。今後は県との事前協議を行い『最終案』を作成し、県との正式協議を経て策定することとなった。

行政制度等の調整方針案については、前回からの継続である8件について決定した。新規案件である3件